

回 覧 令和元年5月15日（三股町）代表 ☎ 5 2 - 1 1 1 1

.
.

◎ 読んだらすぐ隣へ回しましょう

【分 類】 【No.】 【内 容】

- <募 集> ◆わくわく教室「犬の飼い方教室」の受講生を募集します
◆町営住宅の入居者を募集します【7月1日入居分】
- <催 し> ◆「第143回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します
- <講座と教室> ◆講演会「失語症者、薬剤師になって」の参加者を募集します
- <お知らせ> ◆5月は自動車税を納める月です
◆「土砂災害防災訓練」を実施します
- <保健と福祉> ◆児童手当・特例給付現況届を提出してください
(子ども)
- <農林畜産業関連> ◆6月の農業用廃棄プラスチック処理業務内容をお知らせします
◆毎月10日・20日・30日は「町内一斉消毒の日です」
- <相 談> ◆「人権相談」を実施します
◆「行政相談」を実施します
◆「消費生活無料法律相談」を実施します
◆「無料法律相談」を実施します
◆「ふれあい福祉相談」を実施しています

募 集

◆わくわく教室「犬の飼い方教室」の受講生を募集します

町教育委員会では「犬の飼い方教室」を次のとおり開催します。参加を希望する人は、お申し込みください。

■内 容 =

犬を飼ってみたい人、すでに犬を飼っている人、しつけや食事、準備するものなど、こんなときどうしたら良いの？もっと犬のことを知りたいなど、さまざまな疑問を動物看護師と一緒に勉強します。家族の一員であるペットの健康と命への責任を学び、地域で共生していくためのマナーやモラルを学習してみませんか。

■講 師 = のざき かおり 野崎 佳織 先生

(公社)日本動物病院協会 認定1級動物看護師・認定動物看護師

■開催日時 = 7月 7日(日) 午後1時～3時(飼い方と問題行動の予防など) 7月28日(日) 午後1時～3時(食事の選び方や与え方など) ※7日と28日の講座内容は異なります。どちらかのみのも参加もできます

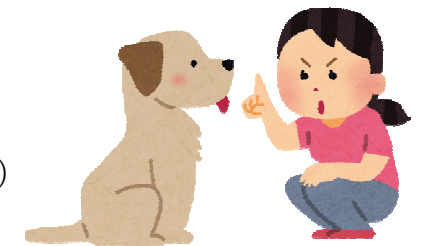
■受講料 = 各回250円

■開催場所 = 町中央公民館第1研修室

■募集対象 = 小学生以上～(親子での参加も可能です)

■申込期限 = 6月14日(金)

■申込方法 = 町中央公民館内の教育課・町役場総合案内窓口にて備え付けの申込用紙に必要事項を記入して、教育課生涯学習係(中央公民館内)に直接提出してください。



※お問い合わせ・お申し込みは、

町教育委員会 教育課 生涯学習係

(受付時間 平日の午前8時30分～午後5時)

☎ : 5 2 - 9 3 1 1 ファクス : 5 2 - 9 7 2 4 にお願ひします。

◆ 町営住宅の入居者を募集します【7月1日入居分】

町営住宅の一部に空室がありますので、入居者の募集を行います。申込方法、申込資格や選考方法などは、申込書を配布するときに都市整備課窓口で説明します。

1. 申込資格

- ①現在、住宅に^{こんきゅう}困窮していることが明らかな人であること。
※原則として、公営住宅に住んでいる人や持ち家がある人は申し込みできません。
- ②現在、同居している、または同居しようとする親族（婚約者を含む）があること。
※婚約中の人は、申込日から3カ月以内に結婚（入籍）することが条件です。
※離婚予定者（別居中・離婚調停中の人）は申し込みできません。
例外として、以下の3項目のいずれかに当てはまる場合は、単身者でも申し込みできます。
 - ・60歳以上の人
 - ・生活保護を受給している人
 - ・身体障害者手帳（1級～4級）の交付を受けている人※単身者は、中原団地（1DK）、塚原団地（2K）、東原団地（2K）、東原団地（車椅子専用）のみの申し込みができます。
- ③市町村税など、全ての税の滞納がないこと。
- ④世帯の所得月額が15万8,000円以下であること。（公営住宅入居資格収入基準）
※裁量世帯（未就学児がいる世帯など）は、所得月額の上限が21万4,000円以下となる場合もあります。
※基準額は月額です。
- ⑤暴力団の構成員でないこと。
- ⑥入居後、団地で協力し合って生活ができる人。

2. 申込書類の配付期間・場所

	申込書類の配付	申込受付
期 間	5月15日（水）～6月6日（木） （土曜・日曜を除く）	6月4日（火）～6日（木）
時 間	午前8時30分～午後5時	
場 所	町役場 都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）	

※申込書には添付する書類が多数あります。

3. 抽選会（申込書類審査合格者のみ抽選会に参加できます）

抽選日時・・・6月17日（月）午後3時～

抽選会場・・・町役場4階 第1会議室

※エレベーターをご利用ください。

注 意 点・・・ひとり親世帯、障害者世帯などの優先世帯対象者は、当選倍率を優遇します。

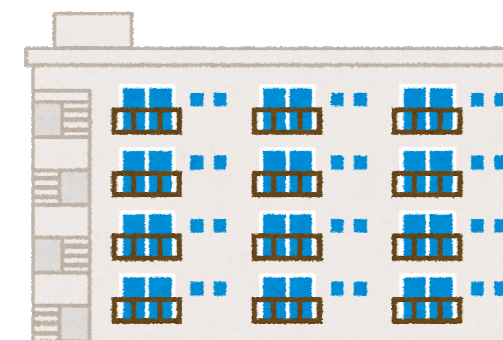
4. 募集団地一覧

次のページに掲載しています。

※家賃は申込者の収入などで異なります。

5. 随時募集

今回の募集住宅のうち、応募がなかった一部の住宅は、7月1日（月）から随時募集を行います。



※お問い合わせは、

都市整備課 建築係（2階 ③番窓口）

☎：52-9066（直通）をお願いします。

◎ 募集团地一覧表

団地名	構造	建築年度	戸数	間取り	家賃(円)	備考
稗田	鉄筋 コンクリート造 3階建て	昭和51	1 〔2階 6号〕	3K 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 K〕	12,600 ~ 18,800	<ul style="list-style-type: none"> ・三股西小校区 ・トイレ(水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・シャワーなし ・網戸なし
山王原	鉄筋 コンクリート造 3階建て	昭和54	1 〔2階 9号〕	3DK 〔和室6畳 和室6畳 洋室6畳 DK〕	14,200 ~ 21,200	<ul style="list-style-type: none"> ・三股小校区 ・トイレ(水洗) ・共益費あり ・シャワーなし ・網戸なし
中原	鉄筋コンクリート造 3階建て	平成17	1 〔3階 A21号〕	1DK 〔和室6畳 DK〕	15,300 ~ 22,800	<ul style="list-style-type: none"> ・三股西小校区 ・トイレ(水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり ・3階建て構造はエレベーターあり
		平成18	1 〔2階 C66号〕		15,400 ~ 22,900	
		平成17	1 〔2階 B40号〕	2DK 〔和室6畳 洋室6畳 DK〕	20,400 ~ 30,300	
		平成18	1 〔1階 C58号〕	3LDK 〔和室4.5畳 洋室5畳 洋室6畳 LDK〕	25,800 ~ 38,500	
	平成20	1 〔2階 D91号〕	25,900 ~ 38,500			
	鉄筋 コンクリート造 2階建て					<p>※3LDKは、4名以上の世帯のみ申込みできます。</p>

団地名	構造	建築年度	戸数	間取り	家賃(円)	備考
南原	鉄筋 コンクリート造 3階建て	昭和57	1 〔2階 21号〕	3LDK 〔和室6畳 洋室6畳 洋室6畳 LDK〕	16,300 ~ 24,200	<ul style="list-style-type: none"> ・勝岡小校区 ・トイレ(水洗) ・共益費あり ・シャワーなし ・網戸なし
塚原	鉄筋コンクリート造 3階建て	平成23	2 〔2階 A15号 2階 A21号〕	2K 〔和室6畳 洋室約6畳 K〕	15,400 ~ 23,000	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターあり ・三股小校区 ・トイレ(水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり
		平成24	1 〔1階 B39号〕	3DK 〔和室6畳 洋室6畳 洋室4.5畳 DK〕	20,200 ~ 30,200	
東原	鉄筋コンクリート造 3階建て	平成30	1 〔2階 B52号〕	2K 〔和室6畳 洋室6畳 K〕	16,400 ~ 24,500	<ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターあり ・三股小校区 ・トイレ(水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり
			1 〔1階 B42号〕	2LDK 〔洋室約6畳 洋室約6畳 LDK〕	22,100 ~ 32,900	
						<p>車椅子専用住宅</p> <p>実際に車椅子を使用しており、1~4級の身体障がい者手帳、A~B2の療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳などを所持している者のいる世帯。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エレベーターあり ・三股小校区 ・トイレ(水洗) ・下水道使用料あり ・共益費あり ・駐車場使用料あり

催し

◆「第143回みまたん駅前よかもん市（朝市）」を開催します

期 日	5月26日（日）【毎月第4日曜日開催】 ※雨天でも実施します（荒天中止） 雨の場合、店頭軒下と店内奥コミュニティ室で行います。
時 間	午前8時～10時30分ごろ
場 所	町物産館「よかもんや」前駐車場 （JR三股駅東隣）

毎回、人気の商品や朝市でしか買えない限定商品をたくさん販売し、さらに、「朝市で使える商品券」がもらえるポイントカードや、出店者からの提供商品が当たるお楽しみ抽選会も行います。

毎月第4日曜日は朝市会場で朝食を取りませんか？たくさんのご来場を心からお待ちしています。

●商品券がもらえるポイントカードを発行します

買い物をするともらえるポイント引換券を持ってポイント引換所にお越しください。引換券1枚で1ポイントがもらえます。20ポイントためると朝市で使える500円分の商品券と交換します。

●ガラポンお楽しみ抽選会

ポイント引換所にて、3店舗分のポイント引換券で1回ガラポン抽選ができます。空くじなしの運試しをしませんか？

※抽選会は、午前8時30分～10時ごろまで実施します。

★こんなイベントやって欲しい♪など、
みなさんのご意見をお待ちしています。

※ごみ減量化のため、マイバッグ持参を推進しています。ご協力をお願いします。
※新規出店者（出店料500円）も募集しています。
※イベントなどは変更になる場合があります。詳細は町物産館「よかもんや」まで

■主催 みまたん駅前よかもん元気会

※お問い合わせは、町物産館「よかもんや」
☎：52-3131 にお願ひします。

講座・教室

◆講演会「失語症者、薬剤師になって」を開催します

～夫婦で二人三脚 言葉と身体の不自由を乗り越える（体験発表と講話）～

失語症とは、意識や判断能力が維持されているにもかかわらず、脳卒中や頭部外傷などの後遺症で、話す・読む・書く・聞くなどが困難になる言葉の障害です。失語症のある人たちは、会話を通して自分を理解してくれる人、周囲との会話のかけ橋となる人を必要としています。

その基礎的な知識を学びたい人向けの講演会を開催します。ぜひご参加ください。

■開催日時＝ 令和元年 6月19日（水）
午後2時 ～ 3時30分

■開催場所＝ 町総合福祉センター『元気の杜』

■対象者＝ 町内在住の人

■参加費＝ 無 料

■講演内容＝ ・体験発表
吉見病院 薬 剤 師 おおむた いちろう 大牟田 一郎 さん
薬剤助手 おおむた みほ 大牟田 美穂 さん

※くも膜下出血後遺症の失語症のために、仕事で苦勞したり誤解されたり苦しい経験を数多く体験。しかし、本人の前向きな生き方と妻、家族の支えで薬剤師として30年働くことができた体験談。

・講話『失語症を知っていますか？』
講 師 さかせがわ みちあき 失語症在宅サポート希（のぞみ）
言語聴覚士 逆瀬川 倫明 さん

■お申し込み＝ 不 要

※お問い合わせは、
高齢者支援課 地域包括支援係
（町地域包括支援センター）（1階 ⑦番窓口）
☎：52-8634（直通）にお願ひします。



お知らせ

◆ 5月 は自動車税を納める月です

自動車税は、4月1日現在で宮崎運輸支局に登録されている自動車の所有者または使用者に課税されます。

自動車をお持ちの人は、5月31日（金）までに自動車税を納めてください。

納付は、金融機関、県税・総務事務所、コンビニエンスストアのほか、インターネット環境があればクレジットカードを利用して納めることもできます。

また、平成30年度よりアプリを使用したスマートフォンでの納付も可能になりました（詳しくは納税通知書の裏面をご覧ください）。

なお、障害がある人のために使用する自動車については、一定の要件に該当する場合、納期限までに申請すれば、自動車税が減免される場合がありますので、早めに連絡ください。



※お問い合わせは、
都城県税・総務事務所
納付に関すること ☎：23-4516
減免に関すること ☎：23-4517 お願いします。

◆ 「土砂災害防災訓練」を実施します

雨期が近づき、台風や大雨の被害が心配されます。町では次のとおり土砂災害に対する防災訓練を実施し、情報伝達手段の確認、避難所や避難経路などの確認を行い警戒避難体制の強化を図ります。

ぜひ本訓練にご参加ください。皆様のご理解とご協力をお願いします。

■実施日時 = 6月2日（日） 午前9時～正午

■実施地域 = 第2地区 ※避難所（講習会場）は第2地区交流プラザ

■参加機関 = 上米・中米・櫛田・谷自治公民館（自主防災組織）、
町、町消防団、県砂防課、都城土木事務所、都城警察署

■訓練内容 = 情報伝達訓練・避難訓練・土砂災害に関する講習会



※お問い合わせは、
総務課 危機管理係（2階 ②番窓口）
☎：52-1110（直通）をお願いします。

◆ 児童手当・特例給付現況届を提出してください

今年の5月分以前から本町で児童手当を受けていた人は、6月に引き続き児童手当を受ける要件を満たしているかを確認するため「**児童手当・特例給付現況届**」を提出する必要があります。この現況届を提出しない場合、受給資格があっても6月以降の児童手当を受けることができませんので、期日までに必ず手続きをしてください。混雑が予想されますので余裕をもってお越しください。

■ **今回の現況届の対象となる受給者**……中学生以下の児童を養育している人

※対象者には6月上旬に現況届の書類を郵送します。

※6月1日（土）以降、本町を転出する人も届け出が必要です。

※公務員の場合は勤務先で手続きをしてください。

■ **受付期間** = 6月11日（火）～17日（月）

※都合の悪い人は福祉課 児童福祉係で6月28日（土日を除く）までに必ず手続きをして下さい。

■ **受付時間** = 6月11日（火）・13日（木）・17日（月）

午前9時～正午／午後1時15分～5時

6月12日（水）・14日（金）

午前9時～正午／午後1時15分～8時

■ **受付場所** = 町役場4階 第2会議室

◎ **全員が必要なもの**

① 児童手当・特例給付現況届

② 印かん（認め印可、スタンプ式印かん不可）

③ 受給者の健康保険証のコピー

※「受給者」とは、父または母のうち所得が高い人となります。子どもの保険証では手続きできません。保険証で確認できないときは「年金加入証明書」が必要です。

※平成31年度（30年中）所得状況が現在の受給者よりも配偶者の方が高い場合や、婚姻や離婚などで生計維持者が変わっている場合は受給者を変更する必要があります。新しい受給者の保険証と預金通帳のコピーが必要です。詳しくはお問い合わせください。

◎ **世帯の状況で必要となる書類**

・ 児童と別居していて、6月1日現在で児童の住民票が本町にない人

① 受給者と別居している児童全員の個人番号（マイナンバー）カードまたは通知カード

※紛失した人などは、マイナンバー記載のある住民票のとう本を取得して確認するか、再発行をお願いします。

② 別居監護申立書（受け付けのときに申し出てください）

※お問い合わせは、

福祉課 児童福祉係（1階 ⑥番窓口）

☎：52-9060（直通）をお願いします。



◆ 6月の農業用廃プラスチック処理業務内容をお知らせします

6月の農業用廃プラスチックの処理業務を次のとおり実施します。

日 時	<p>回収日…6月19日（第3水曜日） ≪午後1時30分～3時≫ ※回収日が雨天で回収できなかった場合の予備日：6月26日（水） ★雨天時は中止になる場合があります。当日の実施が不明な天候の場合は、お問い合わせください。 ★回収日以外は受け入れできませんのでご注意ください。</p>
場 所	町最終処分場（クリーンヒルみまた）
搬入方法	<p>土・くずなど異物を取り除き、10～15kg程度で種類別・色別に分別して、ひもなどで縛って搬入してください。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>注意：サイレージの「ラッピングフィルム」と「ネット」は、種類が異なるため、分別して処理してください。</p> </div> <p>※分別については、次ページの表を確認してください。</p>
注意事項	<p>★処理料金は現金支払いです。 ★印かん（認め印可）をお持ちください。 ★処分場内は徐行運転で走行してください。 ★町では、表の日時・場所のみで処分できます。本町以外で実施している回収場所に、町内の農業者が廃プラスチックを持っていくことはできません。 ★農業用廃プラスチック以外の農業用廃棄物（ビン類、電球、布類、紙類、金属、金属の付属したもの、発泡スチロールなど）は、回収できません。 産業廃棄物処理業者で適正に処分してください。</p>

農業用廃プラスチックは、「焼かない 捨てない リサイクル」

使用済みの農業用廃プラスチックは、「産業廃棄物」であるため、排出業者（農業経営者）が自己の責任で適正に処理するよう義務付けられています。

不法焼却や不法投棄をすると、5年以下の懲役または1,000万円以下の罰金が科せられます。

また、被覆資材や収穫後の使用済み農業用廃プラスチックなどは、強風時に飛散させないように注意しましょう。

■ 分別方法＝

① 農ビ（農業用ビニール）フィルム 〈処理料金…1kgあたり6円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> 農ビマーク入りのもの 透明の農ビ 	<ul style="list-style-type: none"> 10～15kgのつづら折りにする。 梱包ひもは同一素材でしばる。 農ビ以外のものを混入しない。 糸入りのもの、劣化品、ひもが通してあるものは、「③その他」で回収します。

② ポリ（PO） 〈処理料金…1kgあたり23円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> 軟質ポリ ポリ系フィルム 不織布、灌水チューブ 	<ul style="list-style-type: none"> 長さ1mくらい、重さ10～15kg程度に梱包する。
<ul style="list-style-type: none"> ビニールシート 	<ul style="list-style-type: none"> 金具は外す。
<ul style="list-style-type: none"> 肥料袋 	<ul style="list-style-type: none"> 何枚か重ねて、ひもで縛る。
<ul style="list-style-type: none"> 鉢、トレイ、コンテナ、育苗箱 	<ul style="list-style-type: none"> 重ねて梱包する。
<ul style="list-style-type: none"> ポリ容器 	<ul style="list-style-type: none"> 洗浄し、乾燥させる。
<ul style="list-style-type: none"> ポリタンク 	<ul style="list-style-type: none"> 20ℓ以上のタンクは破砕して搬入する。

③ その他 〈処理料金…1kgあたり41円〉

種 類	注 意 点
<ul style="list-style-type: none"> 塩ビ（塩化ビニル）パイプ 	<ul style="list-style-type: none"> 長さ2m以内に切断し、ひもで縛る。
<ul style="list-style-type: none"> 塩ビパイプ以外のもの 農薬袋（アルミパック）、ビニールホース、サニーホース、マイカー線、ラミネート袋、ネット、パッカー（金具は外す）など、「①農ビフィルム」「②ポリ」以外の農業用廃プラスチック 	



※お問い合わせは、農業振興課 農政企画係（3階 ③番窓口）

☎：52-9086（直通）をお願いします。

◆ 畜産農家の皆さんへ



毎月10日・20日・30日は 「町内一斉消毒の日」です

日本に近い中国や韓国などのアジア地域では、口蹄疫の発生が続いています。また昨年9月に岐阜県の養豚場で「豚コレラ」が発生し、今年の2月には愛知県・長野県・滋賀県・大阪府での発生が確認されました。国内にウイルスが持ち込まれるリスクが高くなっています。ウイルスの侵入防止対策の再徹底による農場防疫の強化をお願いします。

「農場防疫レベルの強化をお願いします」

《次のことを守りましょう》

①長靴の履き替え

農場用と外出用の長靴を履き替えることで、付着したウイルスの侵入を防ぐことができます。

②踏み込み消毒槽の設置と点検

踏み込み消毒槽は必ず設置し、消毒薬が汚れたら取り替えましょう。

③農場訪問者の記録と立ち入り規制

農場内への部外者の立ち入りを禁止するほか、畜産関係者や飼料運搬車など、農場に立ち入る人や車がいつ来たかを記録し、保存しておきましょう。

④早期発見・早期通報

家畜に異常がみられたら、すぐに獣医師または都城家畜保健衛生所（☎：62-5151）に連絡しましょう。

※消毒薬・農場訪問記録用紙は、畜産振興係で配布していますので、農業振興課までお越しください。

※お問い合わせは、農業振興課 畜産振興係（3階 ③番窓口）

☎：52-9088（直通）をお願いします。

相談

◆ 「人権相談」を実施します

いじめや虐待などの「人権相談」だけでなく、家庭内の問題（夫婦・親子・離婚・扶養・相続）、近隣トラブルや金銭貸借、借地借家、登記などの「悩み事相談」にも応じています。予約は不要ですので、気軽にご相談ください。

※相談は無料です。

■ 特設人権相談

期 日	5月30日（木）
時 間	午前10時～午後3時
場 所	J R 三股駅多目的ホール「M★ういんぐ」
相 談 員	<small>くわはた みよこ</small> 栞畑 実余子、 <small>いまむら りえ</small> 今村 理絵 ※相談員は、変更になる場合があります

■ 常設人権相談

日 時	平日の午前8時30分～午後5時15分
場 所	宮崎地方法務局都城支局 （都城合同庁舎5階相談室）
相 談 員	人権擁護委員・法務局職員

※お問い合わせは、

・ 特設人権相談： 総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）

・ 常設人権相談： 宮崎地方法務局都城支局

☎：22-0490 をお願いします。



◆「行政相談」を実施します

行政相談は、国の行政全般について皆さんの意見、要望や苦情を聴いて、公正・中立の立場から関係行政機関などに必要なあっせんを行っています。また、その解決や実現を目指すとともに、皆さんの声を行政の制度・運営の改善に生かしています。国の仕事、その手続きやサービスで困っていることはありませんか？ 相談は無料、予約なしで気軽に利用できます。相談者の秘密は、固く守りますので、気軽にご相談ください。

期 日	6月3日（月）	6月17日（月）
相談委員	くすめぎ かずあき 久寿米木 和明	にしどめ ふみお 西留 文夫
時 間	午前10時～正午	
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」	

※相談委員は、変更になる場合があります



※お問い合わせは、総務課 行政係（2階 ②番窓口）

☎：52-1112（直通）をお願いします。

◆「消費生活無料法律相談」を実施します

町福祉・消費生活相談センターと都城市消費生活センターでは、次の日程で弁護士による「消費生活無料法律相談」を計画しています。町内に住む人が都城市で相談を受けることもできます。お困りのことがありましたら、ぜひご利用ください。

期 日	【三股町】 6月13日（木） 【都城市】 6月28日（金）
時 間	【三股町】 午後1時30分～4時30分 【都城市】 午後1時～4時
場 所	【三股町】 町福祉・消費生活相談センター 【都城市】 消費生活センター（都城市役所本館2階）
内 容	消費生活上のもめ事や多重債務などの法律的な問題について、弁護士が考え方や解決方法などを助言します。 ※個人の秘密は固く守られます。
申込方法	<ul style="list-style-type: none"> ・相談内容を把握するため、必ず開催日の2日前までに事前相談、事前予約が必要です。 ・消費生活に関する法律相談です（個人間のトラブル、相続、事業者からの相談などは対象外）。 ・日程は変更になる場合があります。 ・相談の詳細については、気軽にお問い合わせください。

※お問い合わせ・お申し込みは、

町福祉・消費生活相談センター ☎：52-0999

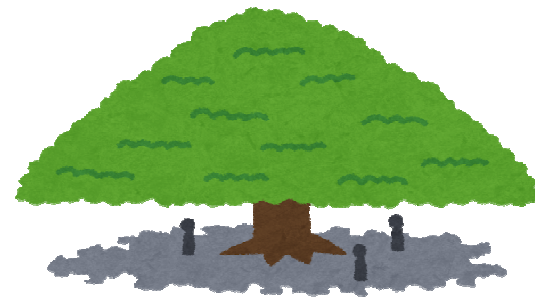
都城市消費生活センター ☎：23-7154をお願いします。



◆ 「無料法律相談」を実施します

町社会福祉協議会では、毎月第3火曜日に「法律相談」を実施しています。

期 日	6月18日(火)
時 間	午後1時30分～4時30分
場 所	町総合福祉センター「元気の杜」
内 容	土地・建物・登記・遺言・結婚・離婚・金銭面でのもめごとなど、法律上のさまざまな相談・悩みごとに対して、司法書士が適切に回答しますので、気軽にご相談ください。 ※秘密は固く守られます。
申し込み方法	相談は予約制です。人数に制限がありますので、相談を希望する人は、電話か窓口で直接お申し込みください。



※お問い合わせ・お申し込みは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。

◆ 「ふれあい福祉相談」を実施しています

町社会福祉協議会では、生活上のさまざまな問題について相談を受け付けています。

また、電話での相談も行いますので、気軽にご相談ください。

- 相談日： 毎週月曜・水曜・金曜日
- 時 間： 午前9時～午後5時
- 場 所： 町総合福祉センター「元気の杜」



※お問い合わせは、町社会福祉協議会
☎：52-1246 にお申し込みします。